資料1

本県薬事行政の進捗状況について

- 業態数及び薬事監視指導状況・・・p1
- 薬局による薬機法第９条の４（服薬指導）違反事例・・・p4
- 薬剤師に対する行政処分事案・・・p6
- 大麻取締法等の改正に伴う本県の対応・・・p7
- 電子処方箋の活用・普及の促進・・・p9

令和７年３月

医務薬事課

薬事・毒物・劇物関係主な業態数の推移

（年度）

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
医薬品製造販売業	1	1	1	1	1	1	1	1
医薬品製造業	10	10	10	9	9	9	9	9
医療機器製造販売業	6	5	6	7	7	7	6	5
医療機器製造業	25	23	23	28	28	27	26	25
化粧品製造販売業	5	5	6	6	6	7	8	9
化粧品製造業	3	3	3	3	3	5	6	6
薬局 （※1）	533	536	531	521	525	525	526	519
店舗販売業	255	255	261	267	274	286	296	280
卸売販売業	123	122	118	115	111	107	102	100
配置販売業	89	86	88	86	83	76	71	64
毒物劇物製造業	11	11	11	11	11	11	11	11
毒物劇物販売業 （※2）	532	519	491	489	487	477	445	442

※1　秋田市所管分を含む。※2　秋田市所管分を除く

薬局数・店舗販売業者の推移（秋田市含む）

（年度）

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
薬局　（全県）	533	536	531	521	525	525	526	519
内　秋田市所管	174	175	176	176	179	183	187	185
内　　　県所管	359	361	355	345	346	342	339	334
店舗販売業（全県）	255	255	261	267	274	286	296	280
内　秋田市所管	60	60	64	64	68	68	71	70
内　　　県所管	195	195	197	203	206	218	225	210

Ⅰ　薬事監視

1. 報告の徴収・立入検査等（医薬品医療機器等法第６９条第1項）
   権限：厚生労働大臣、都道府県知事、（一部　中核市長）
   対象：薬局、病院、診療所、飼育動物診療施設、工場、店舗、事務所その他
   医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器を業務上取り扱う場所
   内容：厚生労働省令に定める必要な報告を求めること、構造設備・帳簿類の
   検査等

2. 薬事監視員（医薬品医療機器等法第７６条の３）
   資格：薬剤師、その他薬事関係事務に1年以上従事した経験をもつ者

Ⅱ　毒物劇物監視

1. 報告の徴収・立入検査等（毒物及び劇物取締法第１８条第1項）
   権限：厚生労働大臣、都道府県知事、（一部　中核市長）
   対象：毒物劇物製造所、毒物劇物販売業店舗、その他毒物劇物を
   業務上取扱う施設
   内容：報告の徴収、立入検査

2. 毒物劇物監視員（毒物及び劇物取締法第１８条第２項）
   薬事監視員と兼務

Ⅲ　麻薬監視

1. 報告の徴収・立入検査等
（麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1・2項、覚醒剤取締法第31・32条）
権限：厚生労働大臣、都道府県知事
対象：麻薬業務所、向精神薬営業所、病院等、向精神薬試験研究施設、
覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者等
内容：報告の徴収、立入検査、収去

2. 麻薬取締員（麻薬及び向精神薬取締法第54条第2項）
麻薬監視員（麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1・2項）
覚醒剤監視員（覚醒剤取締法第33条第1項第2号）

薬事監視指導状況
（R6年度第3四半期までの実績）
【薬事・毒劇】

区分	立入件数	違反件数	主な違反内容
薬局	96	27	構造設備不備、販売体制不備、 管理者に係る違反
店舗販売業	46	12	制限品目の販売 管理者に係る違反等
卸売販売業	30	5	管理者に係る違反等
毒物劇物販売業	66	3	譲渡手続違反等

令和6年12月31日現在（秋田市除く）

薬局による薬機法第９条の４（服薬指導）違反事例

１　背景

○　６/28 付けの業界誌で、県内の３つの薬局（Ａ～Ｃ）が、調剤された薬剤を服薬指導せず病院に配達していると薬局名を出して報道され、薬機法第９条の４（調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等）の違反が疑われた。

○　７/８付けの業界誌で、県薬剤師会が実施した全会員薬局への調査で、１１の薬局が同様の行為をしたことがあると回答したと薬局名を伏せて報道された。

２　Ａ～Ｃ薬局への対応

○　保健所の薬事監視員による薬機法第 69 条第２項に基づく立入検査を実施。その結果、Ａ薬局及びＢ薬局は事務員が配達していた。Ｃ薬局は薬剤師が配達していたが一部の病院職員には電話で服薬指導していた。

○　保健所はＡ～Ｃ薬局に対し、過去３年間の医療機関に配達した処方箋枚数等の書面報告を求め、Ａ薬局は 1,954 枚、Ｂ薬局は 47 枚、Ｃ薬局は 39 枚が該当すると報告があった。

○　保健所はＡ～Ｃ薬局に対し、薬機法第９条の４に関する不適合事項を確認したため文書指導をした。

３　全薬局への通知及び調査

○　県の各保健所は管内の全ての薬局に対し、同様の行為がないよう薬機法第９条の４の遵守について徹底するよう通知し、過去３年間の同様の行為の有無を調査した。秋田市保健所にも同様の通知及び調査を依頼し、実施された。

○　調査の結果、県保健所管内の５つの薬局（Ｄ～Ｈ）と、秋田市保健所管内の１つの薬局（Ｉ）が同様の行為をしたことがあると回答した。

４　Ｄ～Ｉ薬局への対応

○　県保健所はＤ～Ｈ薬局に対し、薬事監視員による薬機法第 69 条第２項に基づく立入検査を実施。その結果、服薬指導をせず配達していることがあった。

○　県保健所はＤ～Ｈ薬局に対し、過去３年間の医療機関に配達した処方箋枚数等の書面報告を求め、Ｄ薬局は 316 枚、Ｅ薬局は 87 枚、Ｆ薬局は 289 枚、Ｇ薬局は 106 枚、Ｈ薬局は２枚が該当すると報告があった。

○　県保健所はＤ～Ｈ薬局に対し、薬機法第９条の４に関する不適合事項を確認したため文書指導をした。

○　秋田市保健所はＩ薬局に対し、県保健所同様の調査をしたところ 20～30 枚程度が該当すると報告があったため指導をした。

５　東北厚生局秋田事務所の対応

○　Ａ～Ｃ薬局は個別指導を実施した。

○　Ｄ～Ｉ薬局はこれから個別指導を実施する。

６　秋田県薬剤師会の対応

○　12／22 に薬局開設者・管理者を対象とした研修会を実施し、療担規則・薬担規則の順守について周知した。

７　その他

○　Ａ薬局は廃止し、Ｂ薬局は保険の取扱いのみを廃止した。

薬剤師Aに対する行政処分事案について（麻薬及び向精神薬取締法違反）

1. 発覚の経緯

令和５年４月、県内に複数の薬局を開設する会社 B が開設する薬局 C おいて、麻薬の保管管理が不適切であることが判明。

会社 B が開設する系列の全薬局において、麻薬自己点検を実施した結果、

薬局 D　リン酸コデイン錠 20mg（麻薬であるコデインを含有する）
　　麻薬帳簿上 118 錠に対し実在庫 116 錠と 2 錠不足

薬局 E　オキシコンチン錠 10mg（麻薬であるオキシコドンを含有する）
　　麻薬帳簿上 90 錠に対し実在庫 80 錠と 10 錠不足

２薬局において麻薬帳簿と実在庫の不一致が判明した。

2. 判明した事実

令和５年５月、医務薬事課、及び東北厚生局麻薬取締部が捜査を開始。薬剤師 A（会社 B 代表取締役会長、薬局 E 勤務薬剤師）は、勤務する薬剤師と共謀のうえ、令和２年から令和４年の麻薬年間受払届を提出する際に、３回にわたり、薬局 D において、実際には、「リン酸コデイン錠 20mg」の期末在庫の数量が 116 錠であるのに、これを 118 錠である旨虚偽の記入を、また、薬局 E において、実際には、「オキシコンチン錠 10mg」の期末在庫の数量が 80 錠であるのに、これを 90 錠である旨虚偽の記入し、両薬局において、各年分の麻薬年間受払届合計３通を県に提出、所有した麻薬の数量について知事に虚偽の届出をした。

3. 処分

薬剤師 A に対し、令和５年 12 月、麻薬及び向精神薬取締法違反により罰金 30 万円の刑が確定した。また、令和７年１月、厚生労働大臣が薬剤師法の規定に基づき、薬剤師免許３ヶ月間の業務停止の行政処分を行った。なお、薬剤師再教育研修を受け、業務停止期間が終了すれば、調剤等薬剤師業務は可能となる。

（参考）

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）

第四十七条　麻薬小売業者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
一　前年の十月一日に所有した麻薬の品名及び数量　二　（略）
三　その年の九月三十日に所有した麻薬の品名及び数量

薬剤師法（昭和３５年法律第１４６号）（抄）

第五条　次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。
三 罰金以上の刑に処せられた者
第八条　薬剤師が、第五条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。
一 戒告 二 三年以内の業務の停止 三 免許の取消し

大麻取締法等の改正に伴う本県の対応について

１．法改正の趣旨（大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律）

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等が可能となる規定の整備、②大麻等の施用罪の適用に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しを行った。（令和５年 12 月 13 日公布）

２．主な法改正内容

① 大麻から製造される医薬品の施用を可能とする。

② 大麻及びその有害成分を麻薬及び向精神薬取締法（以下、「麻向法」という。）における「麻薬」と位置づけ、大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物同様に、麻向法における禁止規定及び罰則（施用罪）が適用される。

③ 大麻取締法の名称を、「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正。
大麻草の栽培に関する免許を次のとおり区分し、大麻の適正な産業利用を図る。

免許の区分	目　的	免許権者	有害成分の規制
第一種大麻草 採取栽培者免許	大麻草の製品の 原材料	県知事免許 （有効期間３年）	基準値以下の大麻草の 種子等を用いて栽培
第二種大麻草 採取栽培者免許	医薬品の原料	厚生労働大臣免許 （有効期間１年）	医薬品原料のため基準値 を超える栽培も可能

※大麻草の研究栽培を行う場合は大麻草研究栽培者として厚生労働大臣が免許を与える。

３．法改正施行日

第一段階施行日：令和６年１２月１２日
第二段階施行日：令和７年　３月　１日（大麻草の栽培に関する免許区分）

４．本県におけるこれまでの対応

「秋田県大麻取扱者免許等手数料徴収条例」の改正

① 第一段階施行に伴う改正【R6.６月議会で改正済】
＜改正内容＞
・秋田県大麻取扱者免許等手数料徴収条例→秋田県大麻草採取栽培者免許等手数料徴収条例
・大麻取扱者→大麻草採取栽培者　等

② 第二段階施行に伴う改正【R6.12 月議会で改正済】
＜改正内容＞
・秋田県大麻草採取栽培者免許等手数料徴収条例
　→秋田県第一種大麻草採取栽培者免許等手数料徴収条例
・大麻草採取栽培者免許申請手数料（7,300 円）
　→ 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料　（22,000 円）

【旧法】

大麻取締法

○大麻取扱者以外の「所持」や「栽培」の禁止　※施用罪は無し。

○何人も大麻から製造された医薬品の施用を禁止⇒**削除**

大麻取扱者

- 大麻栽培者（県内０件）
  伝統産業目的の栽培等に限定
- 大麻研究者（県内５件）
  大麻を使用した研究
  （県警科学捜査研究所）

【第一段階施行（R6.12.12 ）】

大麻草の栽培の規制に関する法律

○大麻草栽培者以外の「栽培」の禁止

○大麻草を栽培する場合

- 大麻草採取栽培者免許【県免許】
  種子または繊維の採取目的の栽培
  （免許有効期間：1年→3年）
- 大麻草研究栽培者免許【国免許】
  研究栽培（免許有効期間：1年）

麻薬及び向精神薬取締法

○「大麻」を「麻薬」に位置づけする。
従来より化学合成されたTHC（※）は麻薬として指定されていたが、「大麻草」や大麻草由来のTHC（※）を含む製品（いわゆる大麻オイル等）も麻薬に位置づけられる。

○ THC（※）含量基準を設定

○ 他の麻薬同様に、施用や所持は、免許所持者に限られる。
- 麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬小売業者、麻薬研究者　等
- 大麻の施用、所持、譲受などは麻向法で処罰対象

※THC:テトラヒドロカンナビノール（大麻の有害成分）

【第二段階施行（R7.３.1 ）】

大麻草の栽培の規制に関する法律

○大麻草を栽培する場合

- 第一種大麻草採取栽培者免許【県免許】
  （THC（※）含量0.3%以下。製品の原材料としての栽培）
  申請手数料　7,100円→21,000円
  登録変更、再発行　3,500円（変更なし）
- 第二種大麻草採取栽培者免許【国免許】
  「医薬品原料」として高含量の大麻を栽培する業態。国に直接申請を行う。

◎**審査基準等**
・第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について（R7.1.10厚生労働省医薬局長医薬発0110第2号）
⇒県が審査基準を定めるための技術的助言

電子処方箋の活用・普及の促進について

1. 電子処方箋（電子処方箋管理サービス）について

電子処方箋は、オンライン資格確認システム基盤を拡充し、現在紙で運用されている処方箋を電子で実施する仕組みである。

医療機関においては、電子化による業務の効率化だけでなく、直近の医薬品情報の確認や重複投与及び併用禁忌について自動でチェックされる機能も備わっているため、患者に、より安全で効率的に医療の提供が可能となる。

患者は、より安全で安心な医療を受けることができることに加え、マイナポータルで、直近の処方された医薬品情報の確認が可能となり、薬剤情報が一元的に管理されるため、さらなる健康増進や受診の利便性が向上するメリットがある。

2. 電子処方箋活用・普及促進事業について

保健医療機関及び保険薬局に対し電子処方箋管理サービス導入に係る費用に対して助成している。（一部国庫補助）

① 申請受付期間：令和6年8月1日から令和7年1月31日まで
② 対象：オンライン資格確認システムを導入している保健医療機関等
③ 補助率：病院 1/6、診療所 1/4、薬局 1/4
④ 補助上限：病院 167 千円～1.003 千円、診療所 61 千円～135 千円
　　　　　　薬局 64 千円～138 千円

3. 電子処方箋導入状況

① 電子処方箋の導入率　　［デジタル庁ウェブサイトより 令和7年2月 28 日時点］

	病院	医科診療所	歯科診療所	薬局	全施設
秋田県	7.8%	15.7%	4.3%	78.6%	33.5%
全　国	5.2%	12.1%	2.2%	67.9%	24.9%

② 電子処方箋の秋田県の導入数　　［厚生労働省公表（一部医務薬事課変更） 令和7年3月2日時点］

病院	医科診療所	歯科診療所	薬局	全施設
8	86	18	397	509

4. 来年度の電子処方箋活用・普及促進対策

・対象を令和7年9月30日まで電子処方箋を導入した保険医療機関等に変更し、電子処方箋活用・普及促進事業を継続。
・ウェブサイト等により県民に電子処方箋の利用に関して周知。

電子処方箋

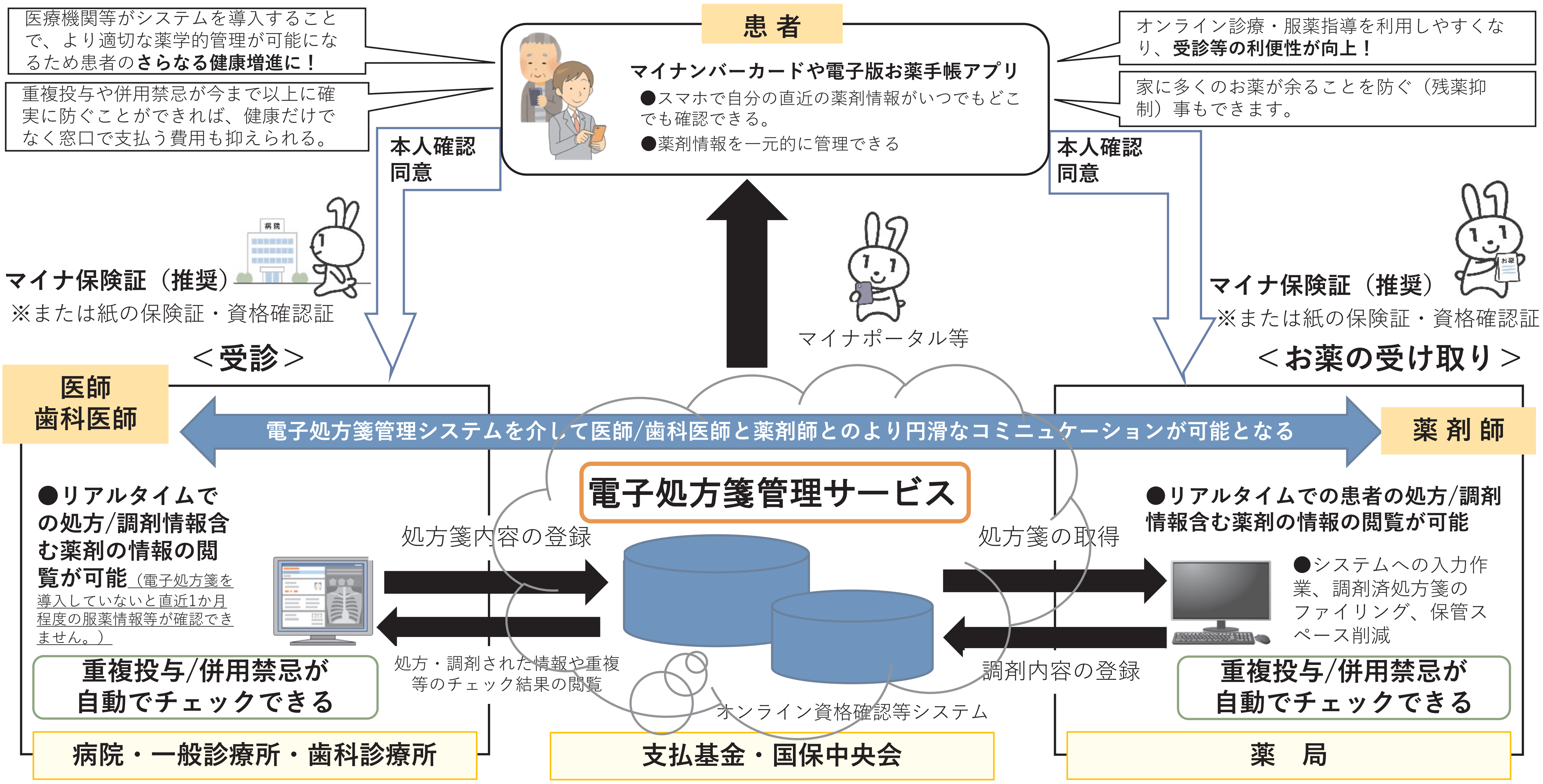
医療機関等がシステムを導入することで、より適切な薬学的管理が可能になるため患者のさらなる健康増進に！
重複投与や併用禁忌が今まで以上に確実に防ぐことができれば、健康だけでなく窓口で支払う費用も抑えられる。
患 者
マイナンバーカードや電子版お薬手帳アプリ
●スマホで自分の直近の薬剤情報がいつでもどこでも確認できる。
●薬剤情報を一元的に管理できる
オンライン診療・服薬指導を利用しやすくなり、受診等の利便性が向上！
家に多くのお薬が余ることを防ぐ（残薬抑制）事もできます。
本人確認
同意
本人確認
同意
病院
マイナ保険証（推奨）
※または紙の保険証・資格確認証
マイナポータル等
マイナ保険証（推奨）
※または紙の保険証・資格確認証
＜受診＞
＜お薬の受け取り＞
医師
歯科医師
電子処方箋管理システムを介して医師/歯科医師と薬剤師とのより円滑なコミュニケーションが可能となる
薬 剤 師
電子処方箋管理サービス
●リアルタイムでの処方/調剤情報含む薬剤の情報の閲覧が可能（電子処方箋を導入していないと直近1か月程度の服薬情報等が確認できません。）
処方箋内容の登録
処方・調剤された情報や重複等のチェック結果の閲覧
処方箋の取得
調剤内容の登録
●リアルタイムでの患者の処方/調剤情報含む薬剤の情報の閲覧が可能
●システムへの入力作業、調剤済処方箋のファイリング、保管スペース削減
重複投与/併用禁忌が自動でチェックできる
オンライン資格確認等システム
重複投与/併用禁忌が自動でチェックできる
病院・一般診療所・歯科診療所
支払基金・国保中央会
薬　局